

ひとと自然のかかわりからみた霞ヶ浦・妙岐の鼻の生態系保全

Ecosystem Conservation of Myogi-no-hana around Lake Kasumigaura from the Viewpoint of Relationship between Human and Nature

学籍番号 47-66825
氏名 植松 拓理 (Uematsu, Hiromasa)
指導教員 鬼頭 秀一 教授

1. 研究の背景

近年、生物多様性の観点から二次的自然が注目を浴びるようになってきた。二次的自然は人間活動によって維持されてきた自然であり、雑木林がその代表例である。

二次的自然には、人間が関係しているため、自然科学的なアプローチのみによって、保全目標を一意的に設定することは難しい。このような課題は自然再生事業にも共通し、人文社会科学的な視点から再生目標を検討する試みが行われつつある。

二次的自然に関する自然科学的な研究は、近年急速に蓄積されている。しかし、人文社会科学的な視点から、二次的自然における生態系保全のあり方について検討した研究は少ない。

本研究で対象とする「妙岐の鼻」は、「萱場」として利用されている二次的自然である。妙岐の鼻に関する先行研究をしてみると、植物や鳥類に関する生態学的な研究が中心である。しかし、今でも採草が行われていることを考えると、妙岐の鼻の生態系を保全するためには、この人間の営みを無視するわけにはいかないであろう。また、現在は中止されているが、妙岐の鼻は2005年まで、「ヤーラモシ」

と呼ばれる野焼きが行われていた場所でもある。生態学的に見ると、ヨシ原における野焼きは植物の種多様性を保つために有効な管理であるとされている。そのため、妙岐の鼻における生態系の保全と、「ヤーラモシ」の中止に関する人文社会科学的な問題は表裏一体の関係として捉えることができる。

2. 研究の目的

本研究では、①妙岐の鼻で過去から現在にかけて行われてきた人間の営みと、②「ヤーラモシ」が中止に至った経緯と中止に対する人々の思いの2点に着目して調査を行い、それらの結果から、妙岐の鼻における生態系保全のあり方について検討することを目的とする。

3. 研究対象地

妙岐の鼻は霞ヶ浦（西浦）の南岸に位置する面積約52haの低湿地である。ここには霞ヶ浦最大の湿生植物群落が分布するとともに、オオセッカやコジュリン等の希少な鳥類が生息する。妙岐の鼻はかつて茨城県浮島村の村有地であったが、1955年に浮島村と古渡村が合併し桜川村（現稲敷市）が発足した際、浮

島財産区の財産となった。しかし、1987年に水資源開発公団（現：独立行政法人水資源機構、以下、水資源機構とする）が土地を買収し、現在、水資源機構利根川下流総合管理所の管理下におかれている。なお、現在、旧浮島村は「浮島地区」と呼ばれているため、本論でもこれに従う。また、浮島地区に住む住民を「浮島住民」とする。

4. 研究方法

24人の浮島住民と6人の関係者に対して聞き取り調査を行った。浮島住民へは、妙岐の鼻の利用形態、「ヤーラモシ」に対する考え、過去の妙岐の鼻の自然環境の様子とその変遷などを聞き取った。関係者へは、妙岐の鼻との関わりや「ヤーラモシ」に対する考えなどを聞き取った。萱刈りの参与観察および聞き取り調査を行った。また、水資源機構利根川下流総合管理所と稲敷市役所に対しては、機関調査を行った。

このような実地調査と平行して、文献調査も行った。その主な対象は、妙岐の鼻における歴史的な記録とした。

5. 結果

5.1 妙岐の鼻の歴史

妙岐の鼻の利用形態は、水資源開発公団の買収によって、大きく変化した。そのため、買収が行われた1987年の前後で、時代を2分し、それぞれの時代における利用形態について説明する。なお、ここでいう「地域」とは「浮島地区」を指す。

5.1.1 水資源開発公団買収以前(1987年以前)

1955年に浮島村が古渡村と合併した際、妙岐の鼻の所有権は、浮島村から浮島財産区へ

と変わり、それと同時に、管理主体が村から浮島財産区管理会に移った。しかし、旧浮島村の住民が、妙岐の鼻を所有し、管理しているという構造は連続的に保たれていた。

この時代、妙岐の鼻は入会地的に利用されていた。入会権（採草権）を持っていたのは、浮島地区にある225戸の旧家であり、この権利は長子相続で本家に継承された。権利を持つ家々のそれぞれの刈り場所は、抽選によって決められた。刈り取られた萱は、主に屋根の葺き替えや修復に利用された。また、権利を持たない家の人たちは、本家などの親しい家から権利を借りて萱を刈り取り、それを屋根に利用していた。すなわち、これらは自家消費的な萱の利用といえよう。一方、妙岐の鼻では、「萱師」と呼ばれる萱商人による萱の利用もみられた。萱師は刈り取った萱を浮島地区外で売却していた。萱師の家も入会権（採草権）を持っていたが、それだけでは萱が足りないため、萱師は権利を行使しない家々から、毎年権利を購入していた。

浮島地区に萱葺き民家が多かった頃、妙岐の鼻では、自家消費を目的とした萱刈りが中心であったと思われる。もちろん、萱師も萱を刈っていたと思われるが、生活面での萱の必要性の高さを考慮すると、このような状況が想像される。また、この頃は、ほぼ全域が刈り取りの対象であったとのことなので、「ヤーラモシ」は実施されていなかったか、もしくは規模が小さかったと思われる。

1945年頃から、屋根が萱葺きからトタンや瓦へと変わってきた。それに伴い、萱刈りを行わない家が徐々に増え始め、自家消費的な萱の利用が少なくなっていった。一方、萱師による萱刈りは、未だ続いており、萱師は、良質な萱が生育する場所を選択的に刈り取っ

ていたという。また、この頃から、刈り残しが出るようになり、その結果、「ヤーラモシ」の規模が大きくなっていったと思われる。「ヤーラモシ」によって妙岐の鼻に生育する萱の量や質は維持されていた。そのため、萱葺き民家に住んでいる住民や萱師という萱を利用する人々にとって、「ヤーラモシ」は大きな意味を持っていたと思われる。また、権利を持つが、萱葺き屋根をやめた家にとっても、「ヤーラモシ」は未だ意味のある行為であり続けた。なぜなら、抽選で、良質な萱が生育する場所に当たった年は、萱師に権利を売ることができていたからである。「ヤーラモシ」が行われていなければ、おそらく確率が下がり、現金収入の機会が減っただろう。なお、浮島財産区が発足した 1955 年以降は、浮島財産区管理会が「ヤーラモシ」を行うようになった。

5.1.2 水資源開発公団買収以降 (1987 年以降)

水資源開発公団による買収に特に反対の姿勢であったのは、20~30 件程度あった萱葺き民家に住む人々であった。しかし、買収後も継続して萱が採取できる、補償金が出る、などの理由から、最終的にその人たちも買収を認めることとなった。買収によって、入会権（採草権）は消滅した。しかし、実質的には、今でも、浮島住民のみが萱刈りを行っている状態である。

買収後しばらくは、自家消費的な萱刈りも行われていたと思われるが、この時代の中心は、萱師や新たに参入した萱葺き職人による萱刈りであった。現在、萱刈りを行っているのは、2 人の萱師と萱葺き職人 1 人である。

「ヤーラモシ」は買収後も、水資源機構から依頼される形で、浮島財産区管理会が継続

して行っていた。そして、自家消費的な萱刈りがなくなってからも、「ヤーラモシ」は続けられていた。すなわち、その時の「ヤーラモシ」は萱師と萱葺き職人にとってのみ意味のある行為であったといえよう。

5.2 「ヤーラモシ」の中止に対する人々の思い

2005 年の野焼き終了後、「野焼きは大気汚染であり、今度も実施するのであれば裁判を起こす」という内容のクレームが稲敷市役所に届けられた。これを受け、「ヤーラモシ」の実施主体である浮島財産区管理会は、今後の実施の是非について検討を行った。その結果、今後は主体者として実施しないことが決定した。

妙岐の鼻に関係する各アクター（関係者）の発言を聞いてみると、「ヤーラモシ」に反対の姿勢をとっているのは、浮島財産区管理会と稲敷市役所であることが分かった。一方、賛成の考えを持っているのは、水資源機構、萱師・萱葺き職人、文化財関係者、生態学者であることが分かった。しかし、ここで注意してもらいたいのは、浮島財産区管理会と稲敷市役所は「ヤーラモシ」の実施主体になることに反対しているのであり、「ヤーラモシ」自体に反対しているわけではないということである。そして、賛成の考えを持っている各アクターは、自分たちが実施主体になることを抜きにして、そのような姿勢をとっているのである。彼らが「ヤーラモシ」の再開を望む理由は、大きく 2 つに分けることができる。水資源機構と生態学者が「広義の環境保全」、萱師・萱葺き職人と文化財関係者が「文化財に指定された萱葺き民家の保護」である。しかし、萱師・萱葺き職人と文化財関係者の主張は彼らの「経済的利益」とも関係している。そ

のため、公平性を保たなければいけない稲敷市役所や浮島財産区管理会はそこを意識しているところがある。また、稲敷市役所や浮島財産区管理会にとって、「ヤーラモシ」を行うインセンティブがないことも、「ヤーラモシ」が再開されない原因の一つであるだろう。

6. 考察

「ヤーラモシ」のレジティマシーと妙岐の鼻の生態系保全

ここでは、「萱刈り」や「ヤーラモシ」は市場経済的な営みであるかどうか、また、歴史的、文化的にどういう意味があるか、について分析した。そして、それを踏まえ、妙岐の鼻の生態系保全はどうあるべきかについて考察した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、野焼きは基本的に禁止されている。また、大気汚染はそれなりに公共的な問題でもある。そのため、クレームにはそれなりの根拠があると思われる。しかし、果たして、それは絶対的なのだろうか。同法では、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却を例外としてみなしているが、「ヤーラモシ」はこれに当たらないのだろうか。つまり、「ヤーラモシ」は文化的・歴史的に見て意味がある行為ではないのだろうか。

そもそも、「ヤーラモシ」を実施してよいかというのは、社会的な承認、つまりレジティマシーが得られるかどうかの問題である。

先行研究によると、「歴史性」はレジティマシー獲得の要件として挙げられている。では、「ヤーラモシ」の歴史的・文化的な意味が、レジティマシーとして認められることはないのだろうか。これを支えるものとしては、妙岐の鼻で共的な利用が行われていた時から

「ヤーラモシ」が行われていたや、さらに、より広い視点から捉えれば、茨城県の文化財の保護への寄与という公共性を担っていることなどが挙げられる。

それと同時に、現在の萱刈りは非常に私的な営みとして捉えられがちであるが、果たして本当にそうであろうか。一般的に、私的な営みというのは、市場経済の中で、ある特定の人物が金銭を得ることを指す。従って、萱という市場の中で金銭を得ている萱師らは、非常に私的な営みを行っているように見える。しかし、萱師の市場経済的な営みは、浮島地区という地域社会の中で管理されてきたところがある。そういう歴史や文化と、現在の萱師らの市場経済的な営みは、完全に相反するものではないし、ある意味で、共存してきているようなもので、切り離されるようなものでもない。従って、現在の萱師らの営みを、単純に市場経済的な行為であるとは必ずしも言い切れないと思われる。つまり、それは「ヤーラモシ」が、市場経済的な利益を求めるとは言い切れないことを意味する。

大気汚染という公共性の強いレジティマシーは絶対的ではない。ほかのもの、すなわち「ヤーラモシ」の歴史性・文化性、そして萱師らの歴史性・文化性もそれなりにレジティマシーがある。つまり、これは「レジティマシー獲得のせめぎあい」といえるであろう。そういうなかで、「ヤーラモシ」の是非について考えていくことが、妙岐の鼻において生態系保全を行う際に、大切なことではないだろうか。また、地域社会には、「ヤーラモシ」がレジティマシーを獲得する多様な可能性を持つことを認識した上で、その是非について考えてもらうことを期待したい。